

一般社団法人慶應義塾大学医学部外科学教室同窓会（刀林会）
将来構想委員会規則

第1条（名称）

本委員会は、刀林会将来構想委員会（以下、「本委員会」という）と称する。

第2条（業務）

本委員会は、一般社団法人慶應義塾大学医学部外科学教室同窓会（以下「本法人」という）の運営全般に関する基本的な課題を抽出、審議し、その結果を基に定款、規則等の改訂について、必要に応じて理事会へ提言する。

第3条（構成）

- 1 本委員会は、委員長及び各診療科構成を勘案した委員若干名を以って構成する。
- 2 委員長は、理事長が本法人会理事、評議員及び会員の中から指名し、本法人会理事会の承認を得るものとする。
- 3 委員は、委員長が本法人会理事、評議員、正会員の中から推薦し、本法人会理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 4 委員会には、担当理事1名を置く。
- 5 委員長は、委員の中から副委員長を選任することができる。
- 6 委員長、副委員長及び委員の任期は、評議員のそれに準ずる。
- 7 委員長が必要と認めるときは委員以外の者の出席を求めることができる。

第4条（運営）

- 1 委員長は、毎年1回以上の定例委員会を招集し、委員会の議長を務める。
- 2 委員長は、必要に応じて臨時委員会を招集することができる。
- 3 担当理事は、理事会の提案を委員会ないし委員長に伝え、また、委員会の審議経過及び議決結果を理事会に報告する。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 5 委員会は、委員の過半数の出席（委任状を含む）を以って成立する。
- 6 委員会の議決は、出席者の過半数を以って決する。ただし、可否同数の場合は、委員長がこれを決する。

第5条（委員会議事録）

委員会開催後は、議長が議事録を作成し、議長とともに議事録署名人2名が署名するものとする。議事録は理事長が保管する。

第6条（規則変更）

本規則は、本委員会構成員の3分の2以上（委任状を含む）の議決を経て、理事会の承認を受け、変更することができる。

附則

- 1 本規則は平成26年6月21日に施行。
- 1 本規則は令和4年3月23日に改定。